

第三者証明制度と自己申告制度を利用して輸出する場合の法令／主な相違点
(2019年10月5日現在)

	第三者証明制度	自己申告制度
国内の法令	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 ■ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（政令） ■ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（省令） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 ■ 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（政令）
法律所管省庁	経済産業省	財務省
書類保存	<p>法第7条、省令第12条</p> <hr/> <p>証明書受給者及び特定証明資料提出者（原産品判定依頼をした者）</p> <p>① 仕入れ書の写し又はこれに準ずるもの ② 当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な書類又は当該物品に係る第一種原産品誓約書（※1）</p> <p>第一種原産品誓約書（※1）交付者</p> <p>① 第一種原産品誓約書（※1）に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類</p> <p>※1 第一種原産品誓約書について規定があるのは、日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定のみです。</p>	<p>法第5条、政令第6条</p> <hr/> <p>特定原産品申告書作成者（輸出者）</p> <p>① 特定原産品申告書 ② 契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類 ③ 特定原産品誓約書（※2）</p> <p>特定原産品申告書作成者（生産者）</p> <p>上記の①及び②</p> <p>特定原産品誓約書（※2）作成者</p> <p>① 特定原産品誓約書（※2） ② 契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類</p> <p>※2 特定原産品誓約書について規定があるのは、日オーストラリア協定のみです。</p>
原産品でなかったこと等の通知先	<p>法第6条、法第8条、省令第10条</p> <hr/> <p>証明書受給者の通知先</p> <p>① 経済産業大臣（ただし、経済産業大臣→指定発給機関と読み替えるため、実際の通知先は日本商工会議所）</p> <p>ただし、日メキシコ協定の場合は、メキシコ税関、輸入者にも通知が必要です。</p> <p>特定証明資料提出者の通知先</p> <p>上記の①</p> <p>ただし、日メキシコ協定の場合は、メキシコ税関、輸出者にも通知が必要です。</p>	<p>法第6条</p> <hr/> <p>TPP11の場合</p> <p>特定原産品申告書作成者の通知先</p> <p>① 当該特定原産品申告書を交付し、又は提供した相手方 ② 当該締約国の税関当局</p> <p>日オーストラリア協定、日EU協定の通知先については規定されていません。</p>
資料提出の求めに応じない場合の罰則	規定なし	<p>法第12条</p> <hr/> <p>特定原産品申告書作成者若しくは特定原産品誓約書作成者</p> <p>30万円以下の罰金</p>